

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき【 】における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止をはかることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この計画は、【 】に勤務し、出入りし、又は収容、居住するすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第 3 条 【 】の防火管理者は【 】とし、この計画についての一切の権限を有するとともに次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報及び避難誘導訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具等、少量危険物施設の検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱に関する指導監督
- (6) 収容人員の管理
- (7) 管理権原者に対する進言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告、連絡)

第 4 条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 火災予防上必要な検査の指導要請
- (5) その他の法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第 2 章 予 防 管 理 対 策

(予防管理組織等)

第 5 条 日常の火災予防及び地震時の出火防止をはかるため、防火管理者のもとに火元責任者を別表 1 のように定め、次の任務を分担さす。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の火気使用設備器具、電気設備、少量危険物施設等の日常の維持管理
- (3) 地震等における火気使用設備器具の安全確認
- (4) 防火管理者の補佐

(火災予防上の遵守事項)

第6条 火災予防のため、すべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後に必ず点検し、安全を確認すること
- (2) 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓しておくこと
- (3) 終業あるいは消灯時には灰皿、タバコの吸い殻の始末を確実にすること
- (4) 廊下、階段、通路、避難口等避難のため使用する施設には避難の支障となる設備を設けたり、物品を置かないこと。又避難口等に設ける戸は容易に解錠し、解放できるようにしておくこと
- (5) 事業所内で工事を行う者は、火気管理等について防火管理者の指示を受けて行うこと

(建築物等の自主検査)

第7条 防火管理者【 】及び火元責任者は、建物、火気使用設備器具、少量危険物施設等について年2回以上検査を実施するものとする。

(消防用設備等の点検)

第8条 防火管理者は、建物内に設置されている消防用設備等の機能等を維持管理するために、点検資格者【 】に点検をさすものとする。

(Ⅰ) 有資格者(消防設備士、消防用設備等点検資格者)が行う点検

消防用設備等	機 器 点 検	総 合 点 検
消火器	6ヶ月に1回	
	〃	年に1回
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃

(Ⅱ) 点検責任者(防火管理者)が行う点検

消防用設備等	作 動 点 検	外 観 点 検
消火器		3ヶ月に1回
	3ヶ月に1回	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃

(点検結果の記録と報告)

第9条 防火管理者は、点検結果を防火対象物維持管理台帳に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、1年に一回以上消防長に報告しなければならない。

(不備欠陥事項の整備)

第10条 防火管理者は、建物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは改修について【 】に報告し、その促進をはかるものとする。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織と任務分担)

第11条 【 】の自衛消防組織として【 】を隊長として、次により自衛消防隊を設置し、その編成は別表2のとおりとする。

自 衛 消 防 隊 長	通報連絡係	消防機関への通報と内部への報知、到着した消防隊への情報提供にあたる
	消火係	消火器具、屋内消火栓設備を用いて消火にあたる
	避難誘導係	非常口を開放し、入居者の避難誘導にあたる
	救護係	要救護者がでた場合、安全地帯に運び救護にあたる

(自衛消防活動)

第12条 自衛消防隊長は、消火器具等の配置図及び避難経路図を作成し、掲示するものとする。

火災等が発生したときは、前条に定める任務分担及び消火器具等の配置図、避難経路図に基づき積極的に行動するものとする。ただし、夜間においては通報連絡に重点をおき、そのため通報連絡経路をあらかじめ明確にしておくものとする。

第4章 震災対策

(震災予防措置)

第13条 地震時の災害の発生を予防するため、第2章に定めることと併せて次のことを行うものとする。

- (1) 工作物、物品の落下、転倒防止の措置をはかる
- (2) 避難上障害となる物件を置かないこと
- (3) 火気使用設備器具の転倒落下防止及び地震動等により作動する安全装置の点検
- (4) 危険物品の転倒落下防止等の措置

(震災に備えての準備品)

第14条 防火管理者は、震災に備えて食糧、飲料水、衣類毛布、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備えておくこと。

(地震時の活動)

第15条 地震時の活動は、第3章に定めるほか次によるものとする。

(1) 出火防止

職員は、火気使用設備器具の消火、ガスの元栓の閉止、避難口の開放等措置を講ずること

(2) 情報収集

自衛消防隊長は、建物全般についての被害状況及び建物周辺の火災発生の状況の把握に努め、職員に必要な指示を与えること

(3) 避難路及び避難場所

防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の状況判断により応援を求め、指定避難場所に避難すること

第5章 防災教育及び訓練

(教育、訓練の実施)

第16条 防火管理者は、次により教育訓練を行うものとする。

(1) 消防計画の周知徹底をはかること

(2) 防火講演会、座談会等を実施する

(3) 消火、通報、避難誘導等の総合訓練を【 】月と【 】月に実施する

(4) 自衛消防訓練を実施する場合には、消防署へ通報するとともに『防火対象物維持台帳』に記録しておくものとする

※ ① 消火器の配置図を添付する

② 避難経路図を添付する

附則 この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。

別表1

火元責任者

1階	氏名【	】
2階	氏名【	】
3階	氏名【	】
調理場	氏名【	】

別表 2

自 衛 消 防 組 織

